

資料 2

工業用水道

平成18年1月現在

	水道料金 (円)		
	100 m ³	1 m ³ 換算	1ℓ換算
東京都 (メーター口径25mm)	3,448	34.5	0.0345
千葉県 (千葉地区)	2,300	23.0	0.0230
埼玉県	2,365	23.7	0.0237
横浜市	3,055	30.6	0.0306
川崎市	4,252	42.5	0.0425

工業用水道 工業用水道事業法第2条第3項に規定する「工業用水道」
工業用水道は、塩素処理や濾過をしていないため、料金が低廉。

農業用水道

平成18年1月現在

	水道料金 (円)		
	100 m ³	1 m ³ 換算	1ℓ換算
秦野市 (神奈川県)	11,332	113.3	0.1133
<small>ビフカマチ</small> 美深町 (北海道)	13,400	134.0	0.1340
釧路町 (北海道)	12,264	122.6	0.1226
<small>ニシオコッペムラ</small> 西興部村 (北海道)	8,400	84.0	0.0840
<small>ショサンベツムラ</small> 初山別村 (北海道)	14,385	143.9	0.1439
一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団 (宮崎県)	11,256	112.6	0.1126

上水道又は簡易水道において、「農業用」として「家庭用」とは別に料金体系を設けているもの。ただし、初山別村は、農業専用水道()